健康保険 被保険者・被扶養者 療養費支給申請書

令和 年 月分 (あんま・マッサージ用)

※整形外科などとの重複治療の場合は申請できません。

※ 組	支	給額	———— 頁						資格取得 昭·平·令		年 月 日		前資格記号・番				-))						
合									資格	喪失	Z	平・全	<u> </u>	=	月	日	Ī	፫• 수	<u> </u>	í	Ŧ	月		日取	(得
使 用	±4	公甘田	ョ 自	令和	年	月	日		扶養	認定	昭∙	平•숙	ने :	年	月	日	7	P•余	ì	í	Ŧ	月		日喪	失
欄	又市	給期	IBJ 至 ⁻	令和	年	月	日	日間	備	考				_											
大阪機械工具商健康保険組合 理事長								長 殿	ī Z					提出	出日		令	和		年		月		日	
יחל	仴	 険 証	Eの記号	號∙番号	号 (;	右づめ)	被保険	者	(フリ	ガ	ナ)												
被 保								氏名	_ 本	、申請書の て、療養			費用に関し 請します。												
険		療養を受けた者の (フリカ゛ナ)										生	年月	月 日			年	齢	被保	険					
者			月日等		氏 名							男女	昭∙平	•令	年	月	I	⊟		歳	者と 続				
申									発症又				は負傷年月日			平・令					F	3			
請	場 内 石 発症・負傷の							療養				養開始	議開始日)						第三者行為(
者)	原因及び経過														第三者										
記		安保険者の N.先金融機関		金扇	金融機関					支店名				本			預金種別								
入								銀行 金庫							支店 出張所			普通 ・ 当座		座	٠ ٦	の他	! ()
欄	抵义	2元並	[農協 郵便局	口座	名義	(フリ	ガナ)				口座 番号									
		初	療	年	月	日			施	術	朝	間				実日数	汝	請	求区	分		#	ᇙᆙ	F	_
		平·令 年 月 日 令和 年 月							月 日~令和 年 月				月	B E			日 新規·継続		継続・治癒・中		止・転医				
		傷病名又は症状															摘 要								
あ							躯幹			円×				=			円								
<i>в</i>	施術	_		ш	- ジ		上肢			円 × 円 × 円 ×		<u> </u>					円 円								
摩		₹	ツ	サ	_	-	上肢 下肢						-		= <u>-</u> 0 =		<u>円</u> 円								
マツ	内						· · /// 下肢				円 ×									円					
サ			形 徒						円×					<u> </u>			円								
ı	容							円 × 円 × 円 ×								<u>円</u> 円									
ジ 指	欄	温罨法・電気光線器具 横 往療料 4kmまで										円													
圧			往療								· 円 ×					=				円	-				
師		施術報告書交付料(前回支給: 年 月					分) 円×					□ =			円										
		± - /1>		h o ()	合	計	Ι.													円					
記入	施		日通院					2 3 4 5																	
欄	術							張専門施術				おり離	がで行い	1、その)	質用です	領収しまし			令和 므	1	年		月	E	-
証 免許登録番号 めん摩マッサーン指圧即 任所 明 ####################################										電話番号 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —															
	同	F	意医師	の氏名	<u> </u>			 住所		,,,,	,,,,,,,,		同	意年月				傷	病名	 		要	加	· ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	意記録				-							平•		年	<u></u> 月	日		1-2		-					\dashv
L																									
ただし、代理人は被保険者(申請者)の被扶養者に限ります。施術者及びその関係する法人等への委任はできません。																									
委	<u>令和</u> 年 月 日											'													
任 (在)									_																
欄	間 (申請者) 氏名												氏名												

受付印

〇この申請書には、必ず当該疾病について現に診察を受けている**主治医の同意書**(医師の住所、氏名、病名等記載のもの)と、施術に要した費用の**「領収書(原紙)」を添付**してください。

※再同意の同意書は初療または医師による再同意日が、月の15日以前の場合は当該月の5ヶ月後の月の末日、

月の16日以降の場合は当該月の6ヶ月後の末日まで有効。なお、有効期間内における2回目以降の請求にあっては省略可。

○施術報告書交付料を申請する場合は、施術報告書の写しを添付してください。

○該当する場合、往療状況確認表、1年以上・月16回以上施術継続理由・状況記入書の添付が必要です。

◎ 同意した医師の診療報酬明細書を確認し、<u>同月に他の医療機関等で同一部位の治療がないか</u>など審査を経て支給の可否を決定します。従って、支給時期は施術月から数ヶ月後となります。

同 意 書(あん摩マッサージ指圧療養費)

	住 所											
患者	氏 名											
	生年月日昭	召・平・令	年	月	日							
傷病名												
発病年月日	昭・平・令	4	年 月	日								
症 状	1.筋麻痺											
※施術が必要な症状	2.関節拘縮											
について具体的に記 入してください	3.その他											
施術の種類	1.マッサージ 2.変形徒手矯正術											
施術部位	1.躯幹 2	.右上肢	3.左上肢	4.右下肢	5.左下	5.左下肢						
初診年月日	平・令 年 月	日	同意区分	初回の同意・再同意								
施術同意期間	平・令 年	月 日	から平・	令 年	月 日	まで						
	必要とする		受診方法が通院であ 要する場合の具体的B		医療機関	往診						
往療の必要性	必要としない				受診方法	通院						
施術に当たって注意すべき事項等があれば記載して下さい(任意) 注意事項等												
上記のものについては、頭書の疾病により、医学的見地からはり・きゅうの施術が必要と認め、同意する。												
大阪機械工具商健康保険組合 殿												
平・令 年 月 日												
保険医療機関名												
所	在 地											
保険医氏名												

※保険医が、当該疾病について診察に上で同意する必要があります。(別紙参照) 保険医氏名は、診察した医師の氏名を記載してください。

同意書の交付について

〇同意書交付の留意点

- 1 患者があん摩マッサージ指圧の施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 2 あん摩マッサージ指圧の療養費の支給対象となる適応症は、一律にその診断名によることなく 筋麻痺・筋委縮・関節拘縮等、医療上マッサージを必要とする症例です。
- 3 貴院にて患者に治療を行う場合であっても、患者に同一疾病の同意書を交付することは可能ですが、同一疾病の場合、貴院での治療が優先されるため、貴院にて患者に医療上のマッサージを行う日に患者があん摩マッサージ指圧の療養費の支給を受けることはできません。
- 4 来院した患者から同意書の発行の依頼があった場合、<u>患者を診察</u>し、患者に同意書を交付するようお願いします。
 - ※ これにより同意書の交付を行う場合、同意した保険医は、あん摩マッサージ指圧の施術結果に対して責任を負うものではありません。また、無診察同意を禁じた保険医療機関及び保険医療養担当規則第17条の「保険医は、(中略)同意を与えてはならない。」に違反するものではありません。なお、同意書の交付は、初診であっても治療の先行(一定期間の治療の有無)が要件ではありません。
- 5 「症状」欄の3段目の「その他」欄は、1段目又は2段目の筋麻痺・筋委縮・関節拘縮以外の 医療上マッサージを必要とする症状がある場合、当該症状とする部位(部位が特定できる場合) を記載してください。また、「症状」欄の部位と「施術の種類・施術部位」欄の部位が異なり、 「症状」欄の部位以外への施術が必要な場合には、「その他」欄にその施術が必要な理由を記載 してください。
- 6 あん摩マッサージ指圧の<u>施術に当たって注意すべき事項</u>や要加療期間等がある場合には、<u>「注</u> 意事項等」欄に記載するようお願いします。
- 7 保険医の記名は、保険医の署名でも差し支えありません。

〇再同意(貴院において「初回の同意」の場合を含む。)の留意点

- 8 保険医から同意書の交付を受け、あん摩マッサージ指圧の施術を受けている患者が、<u>6ヶ月を超えて引き続きマッサージ</u>を受けようとする場合又は<u>1か月を超えて引き続き変形徒手矯正術</u>を受けようとする場合、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 9 上記8の再同意に当たり、患者があん摩マッサージ指圧師の作成した施術報告書を持参している場合(又はあん摩マッサージ指圧師が患者に代わり施術報告書を事前に貴院に送付している場合)は、施術報告書の内容をご確認願います。
- 10 上記8の再同意に当たっても、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いします。
- ※ この同意書は、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日付保医発第1001002号)に基づくものです。

療養費の支給決定は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律により保険者(後期高齢者医療広域連合を含む。)が行うとされておりますが、療養費の支給は療養の給付の補完的役割を果たすものであり、保険者ごとにその取扱いに差異が生じないよう、取扱い指針としての支給基準等を厚生労働省が通知等により定めております。